

中分類34—金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

中分類34—金属製品製造業

（機械及び輸送用機械器具を除く）

総 説

この中分類は、次のような鉄及び非鉄金属製品の製造に従事する事業所をいう。すなわち、ブリキ罐及び、その他のブリキ製品、手工具類及物類、一般金物類、電熱器を除く加熱装置、ワイヤー製品及び他に分類されない種々の金属製品等である。

重要な金属製品製造業で、他の中分類に分類されるものは、次のとおりである。すなわち、機械は中分類35及び中分類36に、輸送用機械器具は中分類37に、医療機械、理化学機械、写真機、光学機械器具及び時計は中分類38に、宝石加工及び銀器類は中分類39に分類される。鉄、非鉄金属及びそれらの合金ならびに基礎金属材料の製造は中分類33に分類される。

小分類 細分類
番号 番号

341 ブリキ罐及びその他の鐵板製品製造業

3411 ブリキ罐及びその他の鐵板製品製造業

主として、罐詰用罐、ビール罐、一般用罐、油罐、ミルク罐、アイスクリーム罐及びその他のブリキ製品等を購入したブリキ板、トタン板、鉄板又はエナメル板等から製造する事業所をいう。但し、家庭用、病院用の打抜き及びプレス加工金属製品を製造する事業所は細分類3452に分類される。

○ブリキ罐製造業（ドラム罐を除く）；ブリキ製品製造業（罐詰罐、ミルク罐、アイスクリーム罐、ブリキ製箱、容器等）

×ブリキ製品製造業（家庭用、病院用ブリキ器具を打抜き及びプレス加工により製造するもの）〔3452〕

342 双物、手工具及び一般金物製造業

3421 双物製造業

主として、洋食器用双物（貴金属製又は金属メツキ製双物、細分類3914を除く）、鉄、バリカン、剃刃（電気剃刃を含む）、安全剃刃の刃、マニキュア用器具、ポケットナイフ、肉切ナイフ及び庖丁の製造に従事する事業所をいう。

○安全カミソリ製造業（替刃を含む）；剃刃製造業；食卓用双物製造業（ナイフ、フォーク、スプーン、セツトを含み、貴金属又は金属メツキ製を除く）；

双物製造業（庖丁、鉄、肉切用、製靴用、彫刻用双物）；ポケットナイフ製造

中分類34—金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

業；バリカン製造業

×貴金属製、金属メツキ製刃物製造業〔3914〕

3422 産業用利器製造業

主として、農業用刃物を除くあらゆる種類の利器、すなわち斧、鉋、のみ、線引ナイフ、又は布、紙、革の切断に用いられる利器等の製造に従事する事業所をいう。金属加工用ダイを製造するものは中分類35に分類される。

○斧製造業；鉋製造業；のみ製造業；錐製造業（ねじ錐を含む）；罐切製造業

×農業用刃物製造業〔3426〕；金属加工用利器製造業〔3543〕

3423 手工具製造業（刃物、工作機械、鑓、農器具及び鋸を除く）

主として、しゃべる、つるはし、ハンマー、レンチ、やつとこ、蝶子廻し及びその他修理業者、宝石加工業者、石工、又は鉄工業者の用いる種々な特殊工具の製造に従事する事業所をいう。但し、主として、利器製造に従事する事業所は細分類3422に、鑓は細分類3424に、鋸は細分類3425に、農器具は細分類3426に、動力附手工具は中分類35に分類される。

○土工用具製造業；しゃべる製造業；つるはし製造業；ハンマー製造業；レンチ製造業；蝶子廻し製造業；石工用手工具製造業；宝石加工手工具製造業

×利器製造業（産業用）〔3422〕；鑓製造業〔3424〕；鋸製造業〔3425〕；農器具製造業〔3426〕；手工具製造業（動力附）〔3543〕

3424 鑓製造業

主として、鑓又は大目鑓の製造及び目立に従事する事業所をいう。

×研磨布紙製造業〔3263〕

3425 手引鋸及び鋸刃製造業

主として、手引鋸及び鋸刃（手引用、動力用）の製造に従事する事業所をいう。但し、鋸盤製造業は中分類35に分類される。

○鋸製造業（手引のもの）；鋸刃製造業（丸及び帯鋸のもの）

×製材機械製造業（鋸盤製造業）〔3562〕

3426 農器具製造業

主として、まぐわ、ホー、鍬、鎌、大鎌、鋤等の製造に従事する事業所をいう。主として、農業用機械を製造する事業所は中分類35に分類される。

○耕作用具製造業；養蚕器製造業（金属製のもの）；養雛器製造業（金属製のもの）；養蜂器製造業（金属製のもの）

×農業用機械製造業〔3521〕；土工用具（しゃべる、つるはし）製造業〔3423〕

3429 他に分類されない金属製品製造業

主として、普通金物と呼ばれ、他に分類されない種々の製品の製造に従事す

中分類34—金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

る事業所をいう。

主な製品は鎖錠、組鍵及びその他建築用、建具用金具類、自動車及びその他の輸送車輌用の金具類、小箱、家具、簞笥、馬具、トランク、スーツケース等の金具類、南京錠、金属製の魔法瓶、魔法ジョッキ等である。

但し、主として、ボルト、ナットを製造する事業所は細分類3494に又、釘、靴釘等は細分類3471に、刃物は細分類3421に分類される。

○建築用金物製造業；家具用金物製造業；建具用金具製造業；車輌用金具製造業；船舶用金具製造業；鞆袋金具製造業；錠前製造業；鍵製造業；魔法瓶（金属製）製造業；魔法ジョッキ（金属製）製造業；戸車（金属製）製造業

×ボルト、ナット製造業〔3494〕；釘製造業〔3471〕；刃物製造業〔3421〕；魔法瓶（ガラス製）製造業〔3212〕

343 煙房装置及び配管工事用附屬品製造業（電氣機械器具及び硬質、半硬質陶磁器製造を除く）

3431 球形鉄器及び金属製の衛生器具及びその他の配管工事用附屬品製造業（硬質、半硬質陶磁器を除く）

主として、球形鉄器製、鐘鉄製、又は板金製衛生器具、すなわち浴槽、流し、便器、又は洗濯容器及び配管工事用真鍮製品、すなわち放嘴、栓類、蒸気抜き又は水抜き等の製造に従事する事業所をいう。

これらの事業所は又、小型のバルブ、コック、ノズル等を製造する事もあるが蒸気管、又は水管のバルブを専門に製造する事業所は細分類3591に分類される。

但し、主として、陶器又は磁器製の衛生器具の製造に従事する事業所は細分類3241に分類され、球形鉄器製台所用具、家具及び医療用具は細分類3451に分類される。

○衛生器具製造業（球形鉄器、鑄鐵、板金製のもの）；球形衛生鉄器製造業；鑄鐵製衛生器具製造業；板金製衛生器具製造業；配管工事附屬品製造業；バルブ製造業（ガス、水道配管用小型のもの）

×バルブ及び附屬品製造業（配管用以外のもの）〔3591〕；衛生器具製造業（陶磁器製のもの）〔3241〕；球形鉄器製造業（台所用具、家具、医療用具を製造するもの）〔3451〕

3432 石油バーナー製造業（家庭用及び工業用）

主として、煙房用又は料理用、工業用又は動力用蒸気発生用に用いられる蒸溜油又は燃料油用のバーナーの製造に従事する事業所をいう。

但し、主として、完全なボイラーバーナー装置や炉のバーナー装置として纏ま

中分類34—金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

つたものを作る事業所は細分類 3439 に分類される。

×ボイラー製造業〔3439〕

3439 他に分類されない暖房及び調理装置製造業（電気機械器具を除く）

主として、他に分類されない暖房又は調理器具の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は、ストーブ、コンロ、湯沸し、熱風炉、家庭用蒸気又は温水暖房装置、鋳鉄製又は非鉄金属製放熱器、纏まつたガス又は石油のボイラーバーナー装置、炉のバーナー装置、及びボイラーの給炭装置、焼却炉、ユニットヒーター、ガスバーナー、可動窓、蒸気窓及び自給食堂用料理加熱装置等である。

主として、電気ストーブ、レンジ類を製造する事業所は細分類 3621 に、孵卵装置、育雛装置は 3521 に、工業用炉、窓の製造に従事する事業所は細分類 3577 に分類される。又、主として工業用、動力用又は船舶用のボイラー、煙突、タンク又は他の板金製品を製造するボイラー工場は細分類 3443 に分類される。

○暖房用器具製造業；調理用熱装置製造業；ストーブ製造業；放熱器製造業（暖房用のもの）；ガス焜爐製造業；石油焜爐製造業；ボイラー燃焼装置製造業；炉用バーナー製造業；ガスバーナー製造業；ボイラー給炭装置製造業；焼却炉製造業；ユニットヒーター製造業；蒸気窓製造業；料理保温装置製造業
×電気ストーブ製造業〔3621〕；電気焜爐製造業〔3621〕；炉製造業（工業用のもの）〔3577〕；製罐業（ボイラー、タンク、工業用煙突製造業）〔3443〕

344

構築用金属製品製造業

3441 構築用及び装飾用金属加工品製造業

主として、構築用の鉄鋼、又は、他の金属製品及び鉄、又は非鉄金属より建築物装飾用製品の製造に従事する事業所をいう。

主な製品は、構築用鉄鋼成型品、梯子、階段非常梯子、格子、手摺、垣、柱、又は移動金属家屋等である。

主として、金属扉、窓枠、縁形、組枠等の製造業は細分類 3442 に、又建築請負業者の行う構築作業は大分類 E 建設業に分類される。

○構築用型鋼製造業；梯子製造業（金属製のもの）；格子製造業（金属製のもの）；手摺製造業（金属製のもの）；組立家屋製造業（金属製のもの）；チエンラダーメーカー製造業

×扉製造業（金属製のもの）〔3442〕；サッ・シニ製造業（金属製のもの）〔3442〕；組枠製造業（金属製のもの）〔3442〕；

3442 金属扉、窓枠、縁形及び組枠製造業

主として、鉄、非鉄金属、又は金属板で覆つた扉、窓枠、窓及び扉の枠、亮

中分類34-金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

台, 線形及び組合の製造に従事する事業所をいう。

○扉製造業（金属製のもの）； サッシュ製造業（金属製のもの）； 窓枠製造業（金属製のもの）； 線形製造業（金属製のもの）； 組合製造業（金属製のもの）； 壳台製造業（金属製のもの）

×サッシュ製造業（木製のもの）〔2421〕

3443 ボイラー工場製品製造業

主として、工業用、動力用又は船舶用ボイラー、煙突、タンクその他の製罐工場製品及び他工業のために熔断、折曲げ、打抜プレス作業を含む金属板加工及び組立加工業に従事する事業所をいう。

主として、家庭用暖房及び調理装置製造に従事する事業所は細分類 3439 他に分類されない暖房及び調理器具製造業（電気式を除く）に分類される。

○製罐業； ボイラー製造業（罐体を製造するもの）； 鉄鋼板製品製造業（産業用ボイラー、煙突、タンク等を製造するもの）； 鉄鋼板加工業（切断、折曲げ、打抜プレス等を行うもの）； 圧力タンク製造業； ポンベ製造業； シリング（高圧用）製造業； 貯蔵タンク製造業（産業用のもの）

×暖房装置製造業〔3439〕； 調理装置製造業（電気式を除く）〔3439〕； 調理装置（電気式）製造業〔3621〕

3444 板金加工業

主として、蛇腹、ベンチレーター、天窓、樋及びその他建築用の板金加工品の製造に従事する事業所（但し、建築現場にて建築請負業者が行う板金作業を含まない）及び板金製ストーブパイプ、タンク、貯蔵箱及び炉の外箱の製造に従事する事業所をいう。

○樋製造業； ベンチレーター製造業（電気扇風機の製造を除く）； 板金製品製造業（ストーブ用、蛇腹、パイプ、タンク、貯蔵箱、炉の外箱を製造するもの）

345 金属打拔、被覆及び彫刻業

3451 琥珀引製品製造業

主として、琥珀引の台所、家庭用又は医療用器具、すなわち、テーブル上板、冷凍機、ストーブ、洗濯機等の部品その他の製造に従事する事業所をいう。

主として、琥珀鉄器製の配管部品の製造に従事する事業所は細分類 3431 に分類される。

○琥珀鉄器製造業（配管部品以外のもの）； 琥珀製医療器具製造業

×琥珀製配管部品製造業〔3431〕

3452 打抜及びプレス加工アルミニウム、アルミニウム合金製品製造業

主として、アルミニウム、アルミニウム合金の打抜によつて瓶の口金、調理

中分類34—金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

用、家庭用及び医療用器具の製造、打抜又はプレス加工された自動車車体あるいは機械部分品等の製造に従事する事業所をいう。

主として、営業上の契約でアルミニウム、アルミニウム合金の打抜及びプレス作業を行う事業所もここに含まれる。但し、珐瑯引製品の製造に従事するものは細分類 3451 に分類される。

○自動車車体部品製造業（アルミ、アルミ合金）（スタンプ、プレス製品）；機械部品製造業（アルミ、アルミ合金）（スタンプ、プレス製品）；金属プレス業（アルミ、アルミ合金）（自動車部品、機械部品、口金、その他の器具を製造するもの）；王冠製造業（アルミのもの）；台所用品製造業（アルミ、アルミ合金）（金属のスタンピング、プレス製品）；医療器具製造業（アルミ、アルミ合金）（スタンピング、プレス製品）

×珐瑯引製品製造業〔3451〕； こはぜ製造業〔3954〕

3453 打抜及びプレス加工金属製品製造業（アルミニウム及びアルミニウム合金を除く）

主として、アルミニウム及びアルミニウム合金以外の金属の打抜きによつて瓶の口金、調理用、家庭用及び医療用器具の製造、スタンピング又はプレス加工された自動車車体、あるいは機械部分品等の製造に従事する事業所をいう。

主として、営業としてアルミニウム及びアルミニウム合金以外の金属の打抜及びプレス作業を行う事業所もここに含まれる。但し、主として、珐瑯引製品の製造に従事する事業所は細分類 3451 に分類される。

○自動車体部品製造業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）；機械部品製造業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）；金属プレス業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）；王冠製造業（アルミニウム、アルミニウム合金を除く）；台所用品製造業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）；医療器具製造業（アルミニウム、アルミニウム合金以外のスタンプ、プレス製品）

×アルミニウム、アルミニウム合金スタンプ、プレス製品製造業〔3452〕

3454 粉末冶金業

主として、金属粉を混合、型詰、圧搾、焼結を含む粉末冶金によつて小物機械部分品を製造する事業所をいう。

○機械部分品製造業（粉末冶金によるもの）

3455 エナメル及びラッカー塗装金属製品製造業

主として、営業上の契約で金属製品にエナメル、ラッカー等の塗装を行う事

中分類34—金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

業所をいう。但し、漆の塗装を行うものは細分類 3971 に分類される。

○エナメル塗装業（金属製品にエナメルを塗装するもの）；ラッカー塗装業（金属製品にラッカーを塗装するもの）

×漆塗装業 [3971]；ペンキ塗装業（主として看板書きサービスを行うもの）
[8399]

3456 熔融メッキ業

主として鉄鋼板又は成形された製品に亜鉛被膜又は他の鍍金又はアルミニウム、鉛、亜鉛等の被膜を行い、又は罐及び諸器具の錫被膜直しを行う事業所をいう。

この種の事業の主な仕事は、他人の所有する材料について行われる。

亜鉛被膜、錫被膜又は他の鍍金に従事する圧延工場は小分類 331 に分類される。

○亜鉛鍍金業（主として鉄鋼板又は成形品に行うもの）；錫鍍金業（主として鉄鋼板又は成形品に行うもの）；とたん鍍金業；ぶりき鍍金業

3457 金属彫刻業

主として販売用として印刷以外の目的のために宝石、銀器、封印、又は他の金属製品に対し彫刻、たがね彫り又は腐蝕を行う事業所をいう。

○金属彫刻品製造業

3458 電気メッキ業

主として電気鍍金業に従事する事業所をいう。

この主な事業は、主として他人の所有材料についてなされるものである。

○電気鍍金業

×熔融鍍金業 [3456]

×亜鉛鍍金業（電気鍍金によらないもの）[3456]；錫鍍金業（電気鍍金によらないもの）[3456]

3459 その他の金属表面処理業

主として金属張り及び研磨業、アルマイド加工業等に従事する事業所をいう。

○電解研磨業；金属張り業；アルマイド加工業；研磨業；メタリコン業（修理業を除く）

346 照明器具製造業

3461 照明器具製造業

主として、あらゆる種類の照明器具及び設備、すなわち、電器、ガス燈、カーバイド燈、石油燈、ガソリン燈及び金属製反射鏡、及び附属品の製造に従事する事業所をいう。

中分類34—金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

主として照明用ガラス器具の製造に従事する事業所は中分類32ガラス及び土石製品製造業に、又、電球及びそれ等の光源装置を製造する事業所は中分類36電気機械器具製造業に分類される。

- 携帶用電燈製造業（懐中電燈、かんてら、点検燈）； 照明用具製造業（ガラス、土石製品以外のもの）； ガス燈製造業； カーバイド燈製造業； 石油燈製造業； ガソリン燈製造業； 反射鏡製造業（金属製のもの）； ハリケンランプ製造業
- ×電燈笠製造業（ガラス製のもの）[3212]； 電球製造業[3651]

347

線材製品製造業

3471 釘及びスパイク製造業

主として定尺ワイヤー、釘、貝折釘、スパイク、かすがい、鉄等を購入した鋼棒、ワイヤー、釘、鉄、板等から製造する事業所をいう。

主として購入した鉄鋼棒からワイヤーを引いて、それにより釘、貝折釘、スパイク、かすがい等を作る事業所は細分類3332に、又、同様の製品を作る圧延工場は小分類331に分類される。

- 釘製造業（購入した線材によるもの）； 銅釘製造業（購入した線材によるもの）； スパイク製造業（購入した線、棒材によるもの）； かすがい製造業（購入した線材によるもの）； 鉄製造業（購入した鉄板によるもの）
- ×鉄釘製造業（線引業の一貫作業によるもの）[3332]； スパイク製造業（線引一貫作業によるもの）[3332]； 鉄製造業（圧延工業の一貫作業によるもの）[331]； かすがい製造業（線引一貫作業によるもの）[3332]

3479

他に分類されない線材製品製造業

主として購入したワイヤーより鉄、非鉄金属、線材製品で、他に分類されないものを製造する事業所をいう。

主な製品は垣、金網、ワイヤーロープ、とげ附ワイヤー、鉄筋コンクリート用棒及び金網、ばね、熔接棒、ワイヤー製火除け及び仕切り、ワイヤー製の籠ならびに調理場用ワイヤー製品等である。

主として購入したワイヤーより絶縁ワイヤーを製造するものは小分類363に分類され、又、鉄鋼棒から線引作業を行う事業所は細分類3332に分類される。

- 線材製品製造業（購入したワイヤーによるもの）； 金網製造業（購入したワイヤーによるもの）； ワイヤーロープ製造業（購入したワイヤーによるもの）； 有刺鉄線製造業（購入したワイヤーによるもの）； ワイヤースプリング製造業（購入した線材によるもの）； 熔接棒製造業（購入した材料によるもの）； ワイヤー製品製造業（籠、ざる、調理用具を製造するもの）； ワイヤーチェーン製造業（購入した線材によるもの）

中分類34—金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

× 絶縁線製造業 [3631]; 鉄鋼線引業 [3332]; 線引業（非鉄） [336]

349

その他の金属製品製造業

3491

金属製輸送用大樽、ドラム罐、小樽、手桶製造業

主として鉄及び非鉄金属製大樽、ドラム罐、小樽、手桶の製造に従事する事業所をいう。

○樽製造業（金属製のもの）；ドラム罐製造業（金属製のもの）；桶製造業（金属製のもの）；金属製ドラム罐、桶、樽製造業

3492

金庫及び金庫室製造業

主として金庫及び金庫室（コンクリート製は細分類 3271 に分類される）、金庫室ドア及び内張安全庫類、安全鍵の製造に従事する事業所をいう。

○金庫製造業；防火防犯キヤビネット製造業

3493

鋼製スプリング製造業

主として板ばね、火造ばね、コイル状平ばね等の製造に従事する事業所をいう。

主としてワイヤースプリングを製造する事業所は細分類 3479 に、鋼線を作る圧延工場は小分類 331 に分類される。

○板ばね製造業；火造ばね製造業；平ばね製造業；スプリング製造業（鋼線のものを除く）

× ワイヤースプリング製造業 [3479]; 鋼線スプリング製造業 [3479]; 鋼製スプリング製造業（圧延工場の一貫作業によるもの） [331]

3494

ボルト、ナット、座金及びリベット製造業

主としてボルト、ナット、座金、リベット、ターンバックル、木ねじ、ドッグルボルト等の製造に従事する事業所をいう。同様な製品を製造する圧延工場は小分類 331 に分類される。主としてねじ製造専用機械による製造業は細分類 3495 に分類される。

○ボルト、ナット製造業；座金製造業；リベット製造業；ワッシャー製造業

× ボルト、ナット、リベット製造業（圧延工場の一貫作業によるもの） [331]

3495

ねじ製造専用機械による製品製造業

主として自動式もしくは手動式のねじ製造専用機械で金属、繊維、合成樹脂、その他の物質の棒、管からねじ製品を作る事業所をいう。この産業の製品は種々の部品であつて下請作業で作られるものである。

○ねじ製造業（ねじ製造専用機械によるもの）

3496

金属製押出しチューブ製造業

主として鉛、亜鉛、アルミニウム及びそれらの合金から押出しチューブの製

中分類34—金属製品製造業（機械及び輸送用機械器具を除く）

造に従事する事業所をいう。

○押出しチューブ製造業

3497 金、銀、錫、アルミニウム及びその他の金属箔製造業

主として金、銀、錫、アルミニウム及びその他の金属箔製造に従事する事業所をいう。

○金属箔製造業；箔打業

×圧延箔製造業（圧延工場）〔336〕

3499 他に分類されない金属製品製造業

新築金属製品、特殊な金属製品を含む上記以外の金属製品の製造に従事する事業所をいう。

○七宝焼金属片製造業；鉄かぶと製造業；鍋製造業（購入鍋を加工するもの）；かま製造業（購入かまを加工するもの）